

# 指導検査基準（指定介護予防訪問入浴事業）

項目	条例・居宅予防規則・要綱等	根拠法令
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 介護予防訪問入浴員等の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者区付に応じた員数を置いているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">看護職員の員数は、1以上となっているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">介護職員の員数は、1以上となっているか。</p> <p>(2) 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において指定介護予防訪問入浴介護事業所を管理する者を置いているか。</p> <p>(2) 上記(1)の管理者は、専ら指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p>	<p>法第115条の4第1項</p> <p>居宅予防条例第48条第1項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の1の(2)の ）</p> <p>居宅予防規則第61号第7条第1項</p> <p>居宅予防規則第61号第7条第2項</p> <p>居宅予防条例第48条第2項</p> <p>居宅予防条例第49条第1項</p> <p>居宅予防条例第49条第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(3)）</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の1の(3)の ）</p>

<p>第2 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第50条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第2項</p> <p>居宅予防条例第50条第1項</p> <p>居宅予防条例第50条第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の2の(1)）</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の2の(2)）</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の2の(3)）</p> <p>居宅予防条例第50条第2項</p>
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 運営規程</p>	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>(当該指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供す</p>	<p>居宅予防条例52条</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の3の(2)）</p>

	<p>る地域をいう。)</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	
2 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービスの提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>居宅予防条例第52条の2第1項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(4)）</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(4)）</p> <p>居宅予防条例第52条の2第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(4)）</p> <p>居宅予防条例第52条の2第3項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(4)）</p>
3 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>居宅予防条例第52条の3第1項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(5)）</p>

4 心身の状況等の把握	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>居宅予防条例第52条の8 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(10)）</p>
5 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の名称、当該介護予防訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>居宅予防条例第52条の13 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(12)）</p>
6 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p>	<p>居宅予防条例第52条の14第1項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(13)）</p> <p>居宅予防条例第52条の14第2項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(8)）</p>
7 利用料等の受領	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)に定める場合において利用者からの支払</p>	<p>居宅予防条例第53条第1項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(14)）</p> <p>居宅予防条例第53条第2項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(14)）</p> <p>居宅予防条例第53条第3項</p>

	<p>を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>利用者の選定により基準条例第52条第5号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費</p> <p>利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行居宅予防規則第85条において準用する施行居宅予防規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第53条第7項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問入浴介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問入浴介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(14)）</p> <p>居宅予防条例第53条第4項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(14)）</p> <p>居宅予防条例第53条第5項</p> <p>居宅予防規則第85条（準用：居宅予防規則第65条）</p> <p>居宅予防条例第53条第1項</p> <p>居宅予防規則第85条（準用：居宅予防規則第65条）</p>
<p>8 緊急時等の対応</p>	<p>(1) 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p>	<p>居宅予防条例第54条</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の3の(5)）</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の二の3の(5)）</p>

9 衛生管理等	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また介護予防訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>居宅予防条例第54条の2第1項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(21)）</p> <p>居宅予防条例第54条の2第2項</p>
10 掲示	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>居宅予防条例第54条の3 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(22)）</p>
11 秘密保持等	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>居宅予防条例第54条の4第1項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(22)）</p> <p>居宅予防条例第54条の4第2項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(22)）</p> <p>居宅予防条例第54条の4第3項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(22)）</p>
12 苦情処理	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問入浴介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文</p>	<p>居宅予防条例第54条の7第1項 居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(25)）</p>

<p>13 事故発生時の対応</p>	<p>書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録及びその他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>居宅予防条例第54条の7第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(25)）</p> <p>居宅予防条例第54条の9第1項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(27)）</p> <p>居宅予防条例第54条の9第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(27)）</p> <p>居宅予防条例第54条の9第3項</p> <p>居宅施行要領第四の一（参照：第三の一の3の(27)）</p>
<p>第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況の把握を行っているか。</p> <p>(2) 利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問入浴介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p>	<p>法115条の3第1項</p> <p>居宅予防条例第57条第1項</p> <p>居宅施行要領第四の一の2の(1)</p> <p>居宅予防条例第57条第2項</p> <p>居宅施行要領第四の一の2の(1)</p>

	<p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行い、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。</p> <p>(6) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。</p>	<p>居宅予防条例第57条第3項</p> <p>居宅予防条例第57条第4項 居宅施行要領第四の一の2の(1)</p> <p>居宅予防条例第57条第5項 居宅施行要領第四の一の2の(1) イ、ロ</p> <p>居宅施行要領第四の一の2の(1) ハ</p>
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の5第1項</p>
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基準額の算定</p> <p>2 身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の</p>	<p>利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。</p> <p>利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>厚労告127号別表の2のイの注1 老企36号第二の3(1)</p> <p>厚労告127号別表の2のイの注2 老企36号第二の3(2)</p>

3 清拭又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	厚労告127号別表の2のイの注3
4 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対する取扱い	当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	厚労告127号別表の2のイの注4 老企第36号 第二の3の(4) (参照：第二の2の(4))
5 サービス提供体制強化加算	次に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が利用者に対し指定介護予防訪問入浴を行った場合において、1回につき所定の単位数を加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ サービス提供体制強化加算( )イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) すべての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修の受講を含む。)を実施又は実施を予定 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における介護予防訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催 (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所のすべての介護予防訪問入浴介護従業者に対し健康診断等を定期的実施 (4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める	厚労告127号別表の2のロの注 老企36号 第2の3(7)

<p>6 介護職員処遇改善加算</p>	<p>割合が40%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60%以上</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算( )ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算( ) 上記1から10までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算( ) 上記1から10までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算( ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算( ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>厚労告127号別表の2の八の注 老企第36号 第二の3の(8) (第二の2の(21)参照) 厚労告第95号第六号(第四号準用)</p>
---------------------	---	--

- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成 27 年 4 月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- 介護職員処遇改善加算（ ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成 20 年 10 月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

八 介護職員処遇改善加算( ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)の掲げるいずれかに適合すること

二 介護職員処遇改善加算( ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

<平成 29 年度から>

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成 30 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。

(1) 介護職員処遇改善加算( ) 算定した単位数の 1000 分の 58 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算( ) 算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算( ) 算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算( ) (3)により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算( ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(2) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

イ 介護職員処遇改善加算( )

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算( )

イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。